

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 6 回定例会	6 月 16 日	開 会
	6 月 19 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 6 月 18 日（木曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成27年6月18日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	最知	明広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐 久 間 三 津 也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 業 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐 々 木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 財 政 係 長	佐 々 木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君
監査委員部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

事務局職員出席者

事 務 局 長

佐 藤 孝 志

主 幹 兼 総 務 係 長  
兼 議 事 調 査 係 長

佐 藤 辰 重

---

議事日程 第3号

平成27年6月18日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議案第79号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 3 議案第80号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 4 議案第81号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 5 議案第82号 工事請負契約の締結について
  - 第 6 議案第83号 工事請負契約の締結について
  - 第 7 議案第84号 南三陸町過疎地域自立促進計画の変更について
  - 第 8 議案第85号 町道路線の認定について
  - 第 9 議案第86号 町道路線の廃止について
  - 第10 議案第87号 町道路線の変更について
  - 第11 議案第88号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算(第2号)
  - 第12 議案第89号 平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算(第1号)
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、14番三浦清人君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番阿部 建君、10番山内昇一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第79号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第79号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第79号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、低所得者世帯に対する介護保険料の軽減を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、私から議案第79号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

議案書の20ページに改正文が載せてございます。それから、議案関係参考資料の10ページをお開きになっていただきたいと思います。こちらには新旧対照表を載せてございます。

本案は、ただいま町長が申し上げましたとおり、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令の2本が今年4月10日に公布、施行されたことに伴いまして関係条例の一部を改正するものであります。

この2つの政令、省令の改正の内容といたしましては、主に3つあるんですが、その1つ目として特に所得の低い第1段階の保険料を基準額から5%以内で軽減すること。2つ目として、軽減部分につきましては、2分の1を国が、4分の1を県が負担をし、市町村の一般会計が残りの4分の1を負担するという制度設計になっております。3つ目として、この軽減措置は平成27年度から適用されるということになります。

本町の場合ですが、議案関係参考資料の10ページの新旧対照表ですが、ここの現行部分は本年3月議会定例会において議決いただきました南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例に規定をしてあります平成27年度から平成29年度までの3年間のいわゆる第6期介護保険料のうち第1段階に属する被保険者の介護保険料について軽減措置を講ずるものであります。

なお、第1段階の世帯の定義を申し上げますと、生活保護世帯及び世帯全員が非課税でなおかつ本人の年金収入が80万円以下の世帯ということになります。

ここに記載のとおり実際どのぐらいの減額をするかということにつきましては第1段階の保険料年額3万6,000円を3万2,400円とするものでありまして、一人当たり年額3,600円を軽減することとなります。軽減の見込み額は第1段階の被保険者数を660人と見込みまして、年間約230万円から240万円ぐらいという試算をさせていただきます。この軽減額につきましては先ほど申し上げましたとおり、国が2分の1、県が4分の1を負担し、町の一般会計で4分の1を負担するわけですが、この部分につきましては交付税措置がされておりますので、実際には財源的には町の一般財源の持ち出しはないという形になります。

この件に関しまして補正予算が必要となりますが、補正予算につきましてはいずれ改めまして議会に提案をさせていただきますと思います。

以上、細部説明といたしますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。4番小野寺です。

今回政令で一番大変な人たちの分を下げるというお話ですけれども、これも市町村で競争になるとまたうまくない話なのかもしれませんけれども、これ以上のほかの段階の人たちの分についても補助を出せないのか。国では今回第1号だけのようですけれども、その他の部分については考えられないのか。その場合に恐らく町での持ち出しになる話なのかもしれませんけれども、もしそれが可能なのか、あるいは今後そういうことをやっていくには何が必要なのか、ちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 議員ご質問の件は、この政令の仕組みの枠外でのいわゆる町の独自減免ということだと思いますので、その点についてお話しを申し上げますと、厚生労働省からは健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から町の独自減免というものは適当でないといった通知がありますことから、町といたしましても独自減免を実施すればそれなりに別の段階の人たちにしわ寄せがいくといったこともありますので、当面そういった独自減免を実施するといった考えはございません。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それから、段階の拡大の件でございますが、現段階の情報といたしまして、国のほうで消費税10%導入の平成29年度におきまして第1段階から第3段階まで、この部分について軽減をするという情報を得ております。ここの部分につきましても、実際に消費税10%が導入されまして、それを財源に第3段階までの引下げを行うという見通しになっております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ことしから介護報酬が一部引き下げられておりますけれども、いろいろニュースとかによりますと報酬の引き下げとかによって事業者にいろいろ影響が出ているというようなこともありますけれども、現在この町内の業者の状況というのはわかりますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 町内の施設、法人につきましては、こういった情報を前々から入手しておりまして、実際今まで100入っていたものは例えば95とか96ということになるので、その部分についての若干の影響はあろうかと思いますが、そのことによる経営が難しいとかいった近々の課題についての苦情は入ってきておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第80号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定  
について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第80号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明を申し上げます。

本案は、建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域を指定したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第80号の細部説明をさせていただきます。

これまで津波シミュレーションによりまして危険区域と推定される地域に関しまして危険区

域の指定をさせていただいているところでございます。今回土地所有者の申し出により、現地調査それから資料調査をした結果指定すべきものと判断をされましたので、今回改正をするものでございます。

議案書につきましては22ページ、それから議案関係参考資料につきましては11ページから13ページになります。

まず、議案書の22ページをお開き願いたいと思います。

記載のとおり第2条の中で、志津川字竹川原44の2の次に44の3を加えるということで新たに44番地の3を指定したいと考えてございます。

議案参考資料の11ページをお開き願いたいと思います。位置図が載っております。新たに指定しますが、追加箇所という旗上げをしている箇所でございます。

12ページからは新旧対照表になっておりますので、13ページに具体の部分が記載をされておりますので、ご確認を願いたいと思います。

大変簡単でございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今回所有者の申し出にというお話でしたけれども、今後こういうケースはまだあり得るのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 事前に指定区域については一旦所有者の方にご確認をいただいて、それから条例で指定をしております。ただ、全て100%それで確認できているかと言いますと、なかなかご本人さんの勘違い等々もございますので、それはもしそういう適例があればご相談に乗っていきたいとは思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それとほんの一部の人かもしれませんが、危険区域を外してほしいとかというお話はないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 具体的にはそういうご相談は前回条例全体を制定する段階で、そういうご相談を受けていると思ってございます。それでご納得いただいた分について調整をし

ておりますので、今のところ外してほしいという、そういうご相談は来ておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第81号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第81号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、町営住宅の入居者の特例に関する条項の改正が必要となったため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第81号の細部説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、福島復興再生特別措置法の改正に伴うものでございます。

議案書の24ページ、それから議案関係参考資料は14ページになります。

今回改正する部分は6条の2第1項第10号でございます。21条を40条に改めるということで、内容的には変わるものではございません。

この40条の内容でございますけれども、福島県内において危険困難地域に住所を有する者を規定したものでございます。ご存知のように町営住宅に入居する際は、所得制限、それから同居者がいること、それと住宅に困窮していること、この3つの条件を全て満たすことが入居条件になります。6条の2につきましては、その特例措置を規定したものでございまして、その3つの条件を、まずもって住宅に困窮していることは間違いのないので、所得それから同居者がいない場合でも入居ができるということについて、福島県内において帰還困難区域に住所を有する者につきましては、所得それから同居者がなくてもお1人でも入居できるということを規定したものでございます。これまでどおり取り扱いは変わりませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。

ちょっと関連気味なので言いますが、住宅条例であります、今、家賃ですか、収入等を絡めて設定したきたわけでありまして、俗に高いと町民が言われる部分、収入があるとか人数が多いとか、そういう部分で入居率というのはどのようになっておりますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） もともとといいますか、本来の町営につきましてはほぼ100%入居状態になっております。それから、災害公営住宅については今6戸ほどの空きがあるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 実は、町外にいる方々の話を聞きますと、安くは設定している部分はあるんですけども、収入の低い方々の部分についてはですね。収入が高い方々の部分については、一般の住宅、何といいますか、個人がやっている住宅、あるいは一般の災害じゃない部分での住宅での家賃を考えますと、むしろそっちのほうが安いと。だから災害公営住宅へは行っても高くとられるから、こっちにいたほうがいいというような方々も多々聞いております。よく一戸建てはそれなりの条件といいますか入居状況が高いわけでありまして、入居状況といいますか、住宅状況が程度が高いわけでありまして、入居が何というか、余りにも高いということで、控えているといいますか、入居しにくいということで、これがずっと空き家になっていった場合はどのような対応というか、先のことをどのように考えているか、その辺あたり。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃についてですけれども、そもそも公営住宅につきましては低所得者を対象にしているということで、当然所得のある方はどうしても割高になるということでございます。

それと、今、議員さんから公営住宅は高いというご指摘でございますけれども、実は今、町内のアパートでございますが、大体5万円ぐらいの家賃。5万円以上、今入谷で建てているものが5万5,000円と私聞いていますけれども、今災害公営で5万5,000円の家賃ということになりますと、大体600万円ぐらい所得がないとそのぐらいの家賃にはならないので、それはちょっと比べるところが違うのかなと考えています。それで家賃につきましては、いずれ10年間の減免措置をとっているということございまして、そもそも低所得者向けだということでございますので、やはり一定の所得がある方についてはいずれ公営住宅以外の入居と考えなければならぬと思っています。それとこの家賃の考え方につきましては、町で独自に家賃の設定を変えるというようなシステムにはなっておりませんので、もしそういうことをするのであれば町で家賃補助を単独で支出しなければならないということになりますので、住宅を預かる課とすればそれはちょっと考えにくいかなと思っていますので、家賃以外の方法で入居の促進は考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 何といいますか、こちらのほうでは安く設定している、ただその対象となる方は高いと。何を比べているかというときまざま比べ方はあると思いますが、ただそこで役場のほうから説明が行き届かなくてミスマッチが起きて帰ってこないということになりますと、やはりこれからの人口減少対策に影響を及ぼすということになりかねませんので、本当に安いんだということであれば隅々まで納得のいくような説明をこれからも続けていく必要があるかと思いますが、いかがです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃が、前の議会でも出たかと思うんですが、料金表が設定されているわけではないので、それがあればそれをお見せして安い高いのお話はできるんですが、実は部屋の広さ、それから収入によってそれぞれ違ってまいります。一概にこうだというのが出なくて、もしご相談いただくとなると収入を教えてくださいたいということと、どこの部屋に入居を希望するか、そこの2つを最低限、それとあと家族構成ですね、入居する。その3つを具体的に教えていただかないとなかなか家賃をこちらでもお示しできないという状

況でございますので、それを全員の方に一人一人対応するというのはなかなか難しいかなと。もしそういうご希望があれば、ご足労でもその3つを整理して建設課に来ていただくとか、電話でも結構ですのでご相談いただければと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ですからね、こちらのほうから全て末端まで詳しく説明して何と申しますか歩くとか、そういう会を開けと言っているんじゃないんですよ。ですから、末端の方が来れば詳細な説明をしますからと、わかりやすい説明をしますからと、その部分でいいんですよ。その部分を知らせろと言っているんです。必要だと思いますよ。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） たしか災害公営住宅のパンフレットの中に収入に応じた家賃が対応できるような表がたしかあったと思います。一応それが一つの目安となると思いますので、まずもってそれである程度の方向性を決めていただければなと思っています。それでそこからもう少し精度を上げたいということになれば、やはり実際に来ていただいて、いろんなご相談はしていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。6番の今野です。

私も前者に続いて、町営住宅の説明の部分なんですけれども、先ほど前者も言ったように窓口に行き行って先ほど課長の答弁があったような条件をこうあれしてそして家賃を提示されるんでしょうけれども、そうする以前に先ほどパンフレットに表が載っているというんですけれども、それと同時にもう少し、以前だとよく普通標準世帯とか低所得者にとっての標準世帯というのはないんでしょうけれども、ある程度何人で何人だったら幾ら幾らという、具体のわかりやすい、例えばサンプル的な表とかがあれば、例えば入居を希望している人たちはそれを見てある程度心づもりというか、できるんじゃないかと思うんですが、そういったパンフレット以外の資料みたいなのがつくれる状況にあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営の計画が出た段階で、何度かいわゆる今議員がおっしゃるようなパンフレット、資料についてはそれぞれお配りをしているという状況でございます、それから入居をご希望される、考えている方を対象に個別相談会もそれぞれ各地で行っているということでございますので、これまでも多分ある程度その方向性がある方については何度かそういう会にも出席していただいていると認識はしております。なお、あくまでも標準

的なものでございますので、先ほど私が申し上げたのが具体的にもう少し精度を上げた金額をご提示できるのはその3つの要素がないとはっきりとしたことは申し上げられないので、もしそういうところまで知りたいということであれば個別にご相談いただければということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でわかったんですけれども、先ほどの例えば民間との比較となった場合なんですけれども、町内だと5万円ぐらいだというんですけれども、入居を希望している方は、例えば今よその自治体に避難なされている方ですとそちらの地区のある程度のアパート等の金額は5万円以下でもちょっと細くなるんですけれどもいろいろ探せるんじゃないかと、そういう思いからのこの入居希望の何というんですか、押しとどまるという部分があると思うんですけれども、そういったところの比較というか、もう少し町外等も比較して検討する余地はあると思うんですが、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） アパート、じゃあどこまで比較検討ができるかということだとは思いますが、みなし仮設等でそれぞれご入居されててですね、今家賃補助といいますか、県のほうでやられると思っております。いずれも家族が多くなればそれなりの部屋数が必要ですので家賃も当然高いという状況は多分どこでも変わらないだろうと思っております。

それで、先ほど申したとおり、5万円という数字はやはりそれなりの所得がある方、当然家族が多ければその所得の中からまた控除が発生しますので、今のところ単独で、お1人で入っている方で約500、600万円近い所得がある方が5万円という数字になっております。それが町内で今ただ1人でございます。多分それはまれなケースだと私は思っておりますので、ほとんどの方が二、三万円、高くても3万円ないし2万円ということで今推移をしておりますので、そのレベルであれば通常のアパートと比較しても町営住宅のほうがはるかに安いと考えております。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 私も家賃の関係なんですけれども、担当課で篤と、説明をなさって入居したと思いますけれども、それでも滞納者が出ているといううわさが私の耳に入ってきておりますがね、そういう事実があるのかどうかですね。

それから、今後においてもとにかく住むところがないものですから、高いとか安いとか言っていられないんですね。町独自で家賃が設定できるわけでもないようなことになっているよ

うですのでね、安い人ほど私は滞納が出てくるんだらうと。高い人はね、案外収入があるものだから払えると思いますよ、恐らくね。過去にも月2,000円とか3,000円の家賃を何十年と払わない方もありましたからね、旧歌津町時代はね。また、ただ収入があってもその人の考え方でね、あるんですよ、いろいろ。だからそのようなことをよく今後も説明しながら、説明に説明を重ねて、そういうことが今後あり得ると思いますよ、滞納者が。その辺で、これからのこのような家賃設定というか、ずっと定められた金額を動かすことができないのか、できるのか。それらについても、全く南三陸町などは収入の少ない、県下でも一人当たりの収入が全く100万円前後なんていう非常に少ない地域ですのでね、恐らく今後も厳しい状態が来るんだらうと。そういうことで、とにかく余り文化住宅で立派でなくともいいから安いほうがいいんだというような声がありますけれども、それも内容が定めていることでしょうか、勝手にもできないと。いろんなことを想定する必要があるだらうと思いますが、その辺についてですね。絶対滞納がないとかあるとかということは言えないでしょうけれども、恐らく間違いなく滞納者が今後出てきます。そのようなことに対して、やはり心構えといえますか、それらの対策法も講ずるべきではないのかなと考えますがね。とにかく現在そういう声が出ているということがうわさであります、町のほうに入っていないとすれば、間違いなくありますから、滞納、町のほうでわからないということはないんだな、町で何するものだからね。収入、町に入るわけですからね。そういう声が入っていますのでね、あるのかどうか、今後それらのこともどう考えているのか。担当、建設課長、はい。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 9番議員さんのおっしゃるとおり、滞納はございます。当初一番ありましたのは入居直後といえますか、約1割の方が実は滞納されております。これはいろいろな手続き等、それから今まで仮設住宅に入って、家賃を納入するという事に慣れていないということもございまして、約1割という数字でございます。次の月から督促をかけてやっておりますが、当面、考え方とすれば先ほど議員さんおっしゃるとおり額が大きくなりますとなかなかお支払いが難しくなるということでございますので、3カ月以上は滞納させないようにとりあえず今務めているということでございますが、現在も若干の滞納はございます。

それから、家賃の考え方でございますけれども、現在お示ししている家賃が未来永劫そのまま変わらないということではございません。基本的な家賃の考え方でございますけれども、基準額に面積、それから宅地の立地条件、それから利便係数、それから最後に経過年数を掛

けてそれぞれ家賃を決めるということでございますので、この中で後々変更になるのが建物の経過年数、単純に言えば古くなれば安くなるということが考えられますので、この見直しの時期をいつにするか、それによって将来的には若干の値下がりも考えられるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今お伺いしたところ、うわさがうそでなかったのかと。10人のうち1人が滞納という。1割。10%ほど滞納があるという。私の聞き間違いかな、そういうことであればそれなりにかなりまだ何カ月もたたないのに、早速そういうような内容になってきているということはね、今後はこれはどういうふうになっていくんだろうなというふうに心配されるところであります。20年、耐用年数によって建物が古くなれば安くなるというようなこと、それはそれで当然でしょうけれどもね。今入っている方が収入があっても後継者がいなくて と思いますね、どうせ子供たちはもう帰ってこないんだと。もう何年だと、入ればね、寿命というのはいくらでもあってもね、向こうのほう短いから、120歳までも130歳までも生きないからね。そういう方もあります。子供たちの収入あるから送ってよこせばいいんですけどもね。そうでない方が多いのかなと思います。うちを建てる余裕がある方も入っているし、どんなことをしても建てられないという方も入って、いろいろな方々が入っているわけですので、今後余り滞納ね、ためればたまるほど払いきくなくなりますから、そこらへんは優しく無理しないように、徴収するように努めていただきたいなと思います。

もう一回、現在の内容について、何ぼ、10%と言ったかな。滞納者。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと言葉不足がございました。入居直後ですね、簡単に言えば昨年の8月から入居をしております。8月の家賃の滞納がその時点で約1割発生をいたしました。多分初めて集合住宅といいいますか、そういう住宅に入る方もいて、家賃を納めるということに慣れていなかったり、あと銀行への手続きが遅れていて引き落としができなかったというケースもさまざまございました。それがあったので、その時点でその辺の是正を求めてございます。その後同じ人ではないんですが、やはりちらほらと滞納が見えるという状況でございます。具体的に何%とか何人とか今ちょっと持ち合わせていませんのでお答えは難しいんですが、いずれにしろ一定の数字は滞納は発生をしております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今回のこの条例の改正は、国の法律によって町営住宅に福島の方々を、特に帰還困難区域の方々を受け入れるというような内容のようではございますけれども、このことは多分国の法律なので困難区域の方々に伝わっているのかとは思いますが、南三陸町こういう条例を決めましたということが伝わるようになっていっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回改めてこの条項を付け加えるわけではなくて、前々からございます。ただ、国の法律の21条だったものが40条に変わったということでございまして、それとあと町の災害公営住宅につきましては、町の広報それからホームページ、フェイスブック等で空き家の情報については常にお渡ししております。その中で入居要件ということで罹災証明書があることということになりますけれども、そういった意味で皆さんにはお知らせをしているという状況でございますので、当然福島の方についてもそういう状況であれば罹災証明書をお持ちのほうでございますので、入居は可能だということになっております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第82号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第82号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町歌津地区子育て支援拠点施設新築工事に係る請負契約について、南三陸町議会で議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第82号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の15ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、南三陸町歌津地区子育て支援拠点施設新築工事でございます。

工事場所は歌津字峰畑地内防集団地の中学校上団地の中でございます。

工事概要といたしまして、子育て支援拠点施設の新築でございます。木造平屋建て延べ床面積829.58平方メートルでございます。

入札執行日は平成27年5月21日。

以下、入札状況につきましては、記載のとおりとなっております。

工事期間でございますけれども、平成28年2月29日の完成を目途に工事を進めたいと考えているところでございます。

次ページ、16ページをお開き願いたいと思います。位置図でございます。

中学校上団地の平面図になっております。赤く着色した部分が建設予定地でございます。

4,875平方メートルの敷地に829.58平方メートルの建物を建てるという状況でございます。現在の伊里前保育所の面積が約490平方メートルでございます。それにプラスして子育て支援部分を足して800という数字になってございます。

次ページが建物をふけたもう少し大きい図面になってございます。

敷地の南側に建物を配置し、前面に築山を設けた園庭を設けております。裏側に駐車場、それから広場を設置しているという状況でございます。次が建物の平面図という状況でございます。下側が保育所機能部分、それからどちらかというと右上の部分が子育て支援施設という状況でございます。保育所につきましては保育室、それぞれ年齢に合わせて5つの部屋を設けております。

それから、20ページにパース図を載せてございます。これにつきましては、峰畑線から東側進入路から峰畑線側、南を見た想像図でございます。北側にごらんのように駐車場、それか

ら園庭が見えます。大変見にくいんですが、建物の前面にフェンスで囲まれた中に築山等が描かれているという状況でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番です。2点ほどお伺いします。

まず、未満児の保育について、拡大していく方針ということは伺っていますけれども、この設計にはそういった余裕スペースというものはどの程度含まれているのかが1点。

もう1点は、この設計見ますと職員室が真ん中、中に入って外が見えないような状況下にあるわけですが、その辺は現場の保母たちとの協議が十分なされているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。未満児ということで、平面図右側の3つの部屋が3歳以下を、済みません失礼しました、2つで、2歳、それから0歳から1歳ということで2つの部屋を今回新設をしているという状況でございますので、広さ的には十分確保できると考えております。

それから、事務室の位置ということでございますが、1つは敷地の制限もございまして、この位置づけということでございます。基本的には保育時間につきましては保育室にそれぞれ保母がいるということを前提にしております、5つの部屋がございまして、目の前で子供たちが遊んでいるという状況は少なくとも何人かの保母さんが監視といいますか、注視できるという状況になってございます。協議したのかというご質問もありましたけれども、当然これは建設課が独自に作成しているわけではございませんので、その辺は現場とも十分に協議させていただいているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 現場との協議はなされているとのことですが、今子供たちを取り巻く環境は大分変化してきております。外で、園庭で自由に遊ばせることも可能なような状況下にあります。そうした場合、クラスごとに子供たちを持っていると保母はそちらのほうに目が行って、外のほうには目を向けることが困難な場合が往々にしてあります。日々仕事の中で子供たちを見ているわけですから、外に目がいくということは非常に困難なわけです。そうした場合、中にいる園長でも事務の方でも外が見られる環境にあれば外から誰が来た、

誰が遊んでいるということが見えて非常にいいのかなと思ったんですけども、スペースの関係でそういうふうになったということですけども、その辺も現場の人たちの声を協議を重ねていってよりよい保育ができます環境づくりに努力してもらいたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変済みません。17ページをお開き願いたいと思います。

これまでの伊里前保育所、約5,200平米ほどだったと思います、敷地面積がですね。今回1まわり小さくなっております。それで、ちょっと伊里前保育所をイメージしていただければ、建物があって、その南側に全ての園庭といいますか、かなり広い園庭がございました。今回建物を中心の約南側に置くことによって2つの園庭ができております。基本的に通常時保育所で使うものは南側のフェンスで囲まれた部分でございます。これについてはフェンスで囲まれておりますので、外部から侵入となりますとフェンスを乗り越えてくるという方法しかございません。

それから、北側の園庭につきましては保育所から直接出ることはできないようになっております。ですから、通常は保育室から面したこの狭い、狭いといいますか、これまで比べたらかなり狭い範囲内での子供さんが遊ぶという状況になるので、ある程度これまでとは違って少ない人数でも目が行き届くのかなと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 本案ですけども、工期が3月ですか、2月28日ね、現在敷地造成中がありますけれども、8カ月ぐらいあるわけですね、完成まで。造成が完了しているのかですね。私、毎日あそこを通っているんですけども、まだ造成がね、一体いつ終わるんだろうなという感じで見ているんですが、2月28日、まだ8カ月ありますが、造成完了になっているのか。もし完了していないなら、いつ完了するのか。期間として無理がないのかあるのかですね。非常に建物の内容は別に専門家が、私はそこまではね、別にいいんですけども。果たして、4月は入園式です。それまでに最低でも間に合わせてもらわないと困るなというように考えで質問しているので、その点について答弁を願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員ご指摘のとおり、団地全体とすればまだまだ時間を要するものと考えております。ただ、災害公営、それからこの施設につきましても、先行的に造成をしていただいておりますので今回の敷地については基本的な造成は終了しているということで

ございますので、今回、この議案が決定いただければ業者と相談して着手時期を早速決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 中学校上団地の工期の予定でございますけれども、来年1月末の工期となっております。先ほど建設課長が回答しましたけれども、その中に災害公営、それから子育て拠点施設の宅盤につきましては粗々造成が終了しているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 復興課長が詳しく来年の1月末には完成するんだという説明ですので、それに関連してお伺いをしますが、あそこには旧県道がありますね。港バスに出る道路です。わかりますか、本吉からね。二階堂から昔、旧県道。あれは昔バスが走っていたところなんです。45号線が走る前にバスが走っていた道路があるんですよ。そこが通行どめになる。現在も通行どめになっている状態です。まあ荒れ放題。通行どめだからもちろん草も刈る必要もないだろうけれども、あそこには1軒ぐらい商売している方がいますがね、その方などは大変なのかなと思いますが、いつまで一体通行どめ区間が何カ月ぐらい必要なのかですね。それから今後あの場所は1回防集に上るのに非常に段差がつきますね、段差がね。それでどのような工法というかね、になっているのかということなんです。あの道路も結構必要なんですよ。考えようによっては避難のときも何かの場合はね。そのようなことで、その辺の考え方についてですね、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 中学校団地につきましては、上峰畑線から区域に入る道路、それから議員おっしゃいました旧県道下側のほうから取りつけ道路を予定して計画をしております。

下からの、旧県道の取りつけ道路につきましては、団地内の上のほうから工事を実施しております。最後の県道の取りつけ部分、ちょうど1軒歌津地区のお店屋さんといいますか、倉庫がございまして、ある短い期間ですけれども通行どめということで計画をしております。取りつけの位置につきましては、三陸道のトンネル等の施設もございまして、段差などが出ることになってはいますが、それはなるべく段差が出ないような設計で工事を進めている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番(阿部 建君) 峰畑下からの道路の、今説明をしているお店屋さん、倉庫ですか、あの辺は非常に不便になるわけですね、ご存じだと思いますけれどもね。そういうような中であの道路が昔は重要なね、今言った県道ですからね、バス道路です、あれがね、そんなようなことで管理もしてきたし、それなりの管理もなさってきたわけですからけれども、今後ですね、あの道路は余り使わない、道路は多くあったほうがいいですけれどもね、前よりは使わなくともいい吉野沢のほうからの吉野沢団地からの、結構使う人も多いでね、できればそれなりの考え方で、余り何というか急傾斜のないような取り付けをしていただきたいと思いますということですね。そのような形で作っていただきたいと思いますのでそういうように進めていただきたいと思います。いかがですか。

○議長(星 喜美男君) 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長(糟谷克吉君) 極力段差のない取り付けの仕様にしたいと考えております。よろしくご理解お願いいたします。

○議長(星 喜美男君) ほかに。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時19分 開議

○議長(星 喜美男君) おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。6番今野雄紀君。

○6番(今野雄紀君) 6番今野です。

私も1点ほど伺いたいんですけれども、資料の19ページを見させていただいて、昨今異常気象が続いて強風等の場合でも耐えられるようなデザインじゃないかという思いがしました。

そしてあと、20ページのパース等を見て、なかなかハイカラなデザインということで、見させていただいたんですけれども、ところが18ページの右上のところのあれを見ましたら、結構内装、どこかわからないんですけれども、ビニールクロスというマテリアルの部分が見えたものですから、私、1点だけ伺いたいんですけれども、今回この施設を建てるに当たってよく同僚の議員の方たちから地場産品の木材ということが言われていますけれども、今回何割というか、使えるようなデザインだったのか、どうだったのか、伺いたいと思います。

○議長(星 喜美男君) 建設課長。

○建設課長(三浦 孝君) 基本的には木造でございますので、構造材は全て木、仕上げ材も可

可能な限り木を使うという趣旨のもとに設計を進めているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 実際何かこのあれから見ると、いろいろ本来の木質っぽいようなデザインでもないようですし、そのことはどういったことからこういった設計になったのかということ伺いたいと思います。

例えば、クロスにすることによって、昨今細菌とかウイルス、病原菌等がはやっていますので、衛生面の面からこういった構造になったのか、それとも木質でいろいろ建てる予算とかお金がかかるからそうなったのかどうか、そのところの説明とか、どのような形でこういったことになったのか伺いたいと思います。

せっかくつくる方が山庄さんということで、私もちょっと残念な思いもしながら見させていただいたんですけども、その面と、例えば現場の本当に使う方たちの意見がどのように反映されてこういったビニールクロス等のあれになったのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には木造でございますので、可能な限り、当然床、腰壁は木造でそれから上はクロス張り、通常個人の住宅もそうだと思いますけれども、そういうようなことでございます。全て壁を木が見えるように仕上げるということもひとつあるかと思うんですが、いずれ壁にいろんな作品を張り出したり、いろんな使い方を壁がされますので、木そのままではなかなか使い勝手が悪い部分もございまして、そこは使用に合わせた形で仕上げを考えているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の説明でわかりましたけれども、私思うには、志津川保育所を例にとっても、結構当町では長くこういった施設を使い続けるんで、経年劣化というんですか、そういったところを見てもやはりできれば表も木質での建物等を今後検討する必要があるんじゃないかと思います。それでまちづくりで大切なものという、それは町長どう考えているかわからないんですけども、私はデザインであると思うんですけども、今後地方創生がうたわれる中でそういったところに地場産品等ふだんに使ってあげることが本来何というか、ローカルクールジャパンを目指せるんじゃないかと思うんですが、その点に関してもデザイン等こういった施設に対する今回つくった思いを町長に伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） デザインの関係、それから構造上の問題、さまざまなことを踏まえて建

設に当たるわけですので、片やの思いだけというわけにはなかなかいかないというのが建築でございますので、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第83号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第83号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第83号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、水産加工場用地塩水取排水施設延長等整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 議案第83号工事請負契約の締結についての細部説明を申し上げます。

本案は、復興計画において志津川大森地内の先行まちびらきエリアに海水を利用した水産加工会社を誘導し、水産業の復興を促進するために整備いたします水産加工工場用地塩水排水

施設延長等整備工事に係る請負契約につきまして、議会に付すべきものでございますので、ご提案をさせていただくものでございます。

議案参考資料の22ページをごらんいただきます。

工事名は申し上げましたとおりでございます。

工事場所は志津川字旭ヶ浦地内でございます。

工事概要を申し上げます。施設整備工事といたしまして、新設ポンプ2基と塩水管の敷設工事が長さ869メートルでございます。

入札は6月1日執行いたしまして、制限付き一般競争入札に3社参加のもと行われ、入札回数2回で落札いたしました。予定価格、税抜きで8,965万円に対し8,800万円で落札いたしました。落札率は98.1%でございます。

23ページに計画平面図を添付いたしましたので、ごらんいただきます。

右下、赤い文字で取水ポンプと書いてある場所の既設の井戸を利用いたしましてポンプを設置いたします。点線の箇所を通りまして、既設の高架水槽にくみ上げ、そこから配水管で869メートルを送水いたします。途中2か所の薄黄色に着色された水産ゾーンを經由いたしまして、最終的には三角形に着色された先行まちびらきエリアに至る施設整備となります。

24ページに仮契約書の写しを添付いたしましたので、どうぞご参照いただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

この取水ということではありますが、この図面を見ると、新たに引くんですか。既存のものもあったような気がするんですが。それは使用しないで新たに引くのか。いろいろ積算してのことだとは思いますが、生産ゾーン、3か所あるわけですが、ここで使う用水量ですよね。何社ぐらいここで今のところ計画を立てているのかですね。その場合の何といいますか、維持経費といいますか、そういう部分は今後どのような考え方をもっておるのかですね、その辺あたり。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 施設につきましては、新たに整備するものでございます。途中県道清水浜線を經由いたしますので、県の道路整備工事とあわせて埋設工事をタイミングよく整備していくというような計画でございます。

用水量につきましては、毎分3トンの能力でございます。その海水を使いまして途中2か所とそれから三角形の先行まちびらきエリアは3つの区画に計画してございますので、5か所、少なくとも5社以上がここで事業を実施できるということでございます。

維持経費につきましては、それぞれの事業者において負担していただくという考えでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると新たに引くんですから、今まで使っている部分の方々へは、利用というのはどうなるんですか。今仮設でやっている方がいるでしょう。それは既存のものを使っているんでしょう。その部分の方々の利用というのはどうなっているのかね。

それと、たしか今度新設する市場の中で井戸を掘るということで提案した経緯があるんですが、それが可能的なような話も聞いたんですが、そっちのほうを利用したほうが経費もかからなかったのかなと今思っているんですがね。その辺あたり、どうですか。

例えば、それが井戸を市場で使う水の取水を井戸というような考え方で進めていった場合、連結する考えというか、この防波堤の外から引っ張った配管と、それから市場で掘る井戸の管を連結して、お互いに緊急時に使いあえるような、そのような考えもありかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 施設内容に非常にお詳しいので申し上げますが、たしかに距離的には新しい市場の井戸、施設のすぐその中で掘りますので、距離的には近いということになるかもしれませんが、今回の整備はもともと既存の方々にもこの塩水から使っていたような利用の仕方を計画しておりますので、やはりどうしてももともとあった事業所さんとの距離を考えますとこの距離が最も効率的ということになることと、もう一つは災害時とすればつなげばどちらもという備えにはなるのかもしれませんが、やはり施設本来の目的として市場は市場事業として行っているものですので、今回はこの中で適正な運営ができるような運営を計画を考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 5社以上の事業者が事業ができるということですが、その5社が地元業者ということなのか、今後その5社を何とか誘致したいという考え方なのか、その5社という内容について現段階での、何と申しますか、見方、内容について伺いをしたい。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 現在のところ地元の事業者で見込まれるのかなというふうなことで想定してございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 地元の事業者ということなのですが、それ以上に他からのいわゆる加工業者とかそういうものを誘致というか、町長がいろんな工場誘致を言っておりますが、この町としては今ものづくりの時代はもう終わっていますので、やはりこの水産業、主幹産業の水産関係が一番、加工会社などを誘致するという方法がありますので、そのような考え方。5社ははっきりしているんですか、おおよそ。その辺と今後の考え方について伺います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 以前の同様のご質問で当てのないところを事業をするのかというご質問をいただいた記憶がございまして、今、地元だけでも少なくとも5か所、この用地が無駄なく使われるほどの思いといいますか、事業者の思いがこちらに情報としてはあるんですが、これからの公募なものですから、公募の中では町外事業者も含めて公募というような形で考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

私、きのう、おとといでしたっけ、繰越明許のときに水産加工場のあれが17億円か18億円ということで質問した経緯があるんですけども、多分それがここに入るのではない。そのところ、私ちょっと今わからないので聞くんで、その5社というのは繰越明許の分のあれなのかどうか、その確認をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 繰越明許の分、水産加工施設整備事業の部分は、この箇所ではなくて、ここが整備される以前に採択をした部分でございます。ですので、この三角のエリアに入る事業者の部分につきましては、平成27年度の中で新たに公募をすることによってございます。繰越明許費はこの場所以外のところに整備されるものでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） この場所でないというのはわかったんですけども、ではその明許の分はどの部分なのかわかりません。その繰越明許の部分の整備される部分はどの箇所なのか、もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 昨日答弁させていただいた中で5社ということで申し上げたところ、その5社部分はこの市街地での整備箇所以外の土地で既に会社で用地をお持ちの事業者です。ですので、この中のどの箇所ということはありません。ここではないということです。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第84号 南三陸町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第84号南三陸町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第84号南三陸町過疎地域自立促進計画の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、平成26年9月に策定いたしました南三陸町過疎地域自立促進計画について、その内容の一部を変更したため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、初めにお手元の過疎の自立促進計画書、40ページほどの資料をごらんいただきます。

昨年の9月にお示しをした計画書でございます。今回3枚のインデックスのついでに28、それから31、34ページの事業名、これは赤書きになっておりますけれども、これを変更したいというものでございます。

内容につきましては、議案関係の参考資料を使って説明をさせていただきます。

25ページをお開きください。新旧対照表になります。

現行の欄、ちょうど真ん中当たりになりますが、緊急輸送道路整備事業というのがございます。これを変更後、歌津地区連絡道路整備事業、こちらのほうに事業を統合する。要は一本化をするという内容でございます、事業そのものの内容には変更はありません。

次、26ページをお開きください。

同様に、現行で一般廃棄物処理施設の整備検討、バイオマス施設整備、それからごみ収集運搬等の事業名が書いてありますが、これが左の欄の変更後の事業名に改めるという内容でございます。

その下、通院等支援、緊急通報体制整備事業云々という事業名、これを左の変更後のように3つに分けさせていただきたいということでございます。1つは健康づくり支援、それから高齢者の生活支援、それから通院等支援関係ということで、新たに事業を追加するというところで、文言の修正をするものでございます。

最後に1つ、きのうも出ましたけれども、子ども医療費助成15歳というところを18歳の年度末というふうに、15を18にするという内容でございます。

いずれも事業の内容をわかりやすくするための文言の修正であり、事業そのものを変えということではございません。

次の27ページには今年度過疎債を充てる事業について記載をしております。

今年度は4つの事業を過疎債を充てて行いまして、そのうち朱書きの2つの事業について今回の議案で名称を変更させていただきたいというものでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 過疎からの自立促進計画の事業の変更に伴って名称を変更ということ自体は了承といたしますか、理解ができるのかなと思うんですけれども、参考資料の説明がありましたので、その参考資料での27ページで過疎債を充てる予定の事業ということであ

りますけれども、1つ確認させていただきたいんですけれども、保育料を減免すると。大体50%ぐらい町の負担で面倒見ようというお話だったと思うんですけれども、以前その過疎債を充てるというようなご説明があったかと記憶しているんですけれども、その辺どうなっておられるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今回の保育料の減収分につきましては、地域復興基金を充てるということで考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第85号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第85号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第85号町道の路線認定についてをご説明申し上げます。

本案は、津波復興拠点整備事業の志津川東団地東工区の造成工事がおおむね完了し、団地内道路の町道認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第85号町道路線の認定についての細部説明をさせていただきます。

議案書の30ページをお開き願いたいと思います。

今回提案しております7路線でございます。具体的場所につきましては、議案関係参考資料の28ページに地図がございますので、お開き願いたいと思っております。

今、提案理由で町長がご説明したとおり、間もなく工事が終わる、まだ施工中でございますが、今回提案をさせていただきたいと思っております。

その理由でございますけれども、今月でほぼ引き渡しが始まると。そうしますと、個人の方はこれから建築確認をとらなきゃならないという状況になります。そのときに都市計画域内には宅地への接道、道路に面していなければならないという条件がついております。それでその位置を確定する必要があるがございますので、今回町道に認定をして町道に接続しているという状況をつくり出さなきゃならないということでございますので、工事途中ではございますけれども、今回提案したという内容でございます。

大変簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 町道路線の認定というようなことで、認定あるいは廃止、変更と、震災によりまして大分目まぐるしく変わっているわけではありますが、今後、これを含めて町道の総延長といいますか、これはどう変わっていくのか、その辺あたりはどのように捉えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 高台移転、防集団地、それから等々の道路については可能な限り町道に認定をしたいと考えております。それから、志津川地区、歌津地区、伊里前地区、それぞれ状況が変わるということでございますので新たにできるものについてはそれについても町道認定をかけると。それにプラスして、これまでいろんな開発の中で町道の役目を終えている部分もございますので、そこについては精査をして廃道の手続きをとっていきたいとは考えております。それでプラスに転じるのかマイナスに転じるのか、まだ詳細を詰めていないのでわからない点もございますが、基本的には延長がふえるんじゃないかなとは予想はしております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 多分新しい道路のほうが多くなるのかなとは思いますが、この町道の総延長が伸びるというようなことが、今後の交付金の算定といたしますか、そういうことのかかわりというのはどうなってきますか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 道路の延長と面積については、普通交付税の基礎数値となりますが、現在は基本となるべき道路台帳が流出してございますので、震災前の数値で一応留保したままになってございます。いずれの時期、早い時期にこういった形で道路整備が進めていくわけですから、きちんとした道路台帳を整備して本来あるべき姿に戻さなければいけないと考えてございますけれども、今現在工事も途中でございますので、一定の時期、できれば本当に早い時期に道路台帳の整備を行っていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、その道路台帳が完全整備にならないと交付金の算定というか、そういうものにも提出できないというようなことなんですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） そのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今、町道ということでこれを見ているんだけど、実際この東団地道路としてはまだまだなので、これ今認定していつから町道ということになるのか、いつから通行できるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回認定をいただければ、道路区域の設定、一般質問で出ましたが、道路を建設課としてどこの範囲まで管理をするかという区域を設定するという作業がございます。その次に供用開始というようなわけでございますけれども、それは工事が終わって町に引き渡しを受けた時点で供用開始の手続きをとりたいと考えております。まだ具体的日付等はまだまだこれから協議をするということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時53分 休憩

---

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 議案第86号 町道路線の廃止について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第86号町道路線の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君が着席しております。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第86号町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本案は志津川地区被災市街地復興都市区画整理事業の実施に伴う町道東橋港線外56路線の廃止について、道路法第10条第1項の規定により議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第86号町道路線の廃止についての細部説明をさせていただきます。提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおり、志津川地区の区画整理事業に伴うものでございます。

議案書の32ページから36ページまで該当する路線名を載せております。廃止路線が57路線でございます。

現在かさ上げ工事をしておりまして、実質的に交通ができないような状態になっております。

今回一旦廃止をいたしまして、区画整理完了後に改めて道路認定を行う予定となっております。

議案関係参考資料の29ページ、30ページに位置図を載せてございます。基本的には区画整理事業内エリアにある全ての町道について今回廃止ということで、ご提案を申し上げておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第87号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第87号町道路線の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第87号町道路線の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業の実施に伴う町道助作大沢線外8路線の変更について、道路法第10条第2項の規定により、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第87号町道路線の変更について細部説明を申し上げ

ます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申したとおりでございます。

今回区画整理区域内に起点または終点を設置してある町道について、区画整理内の部分を廃止をするという手続きになります。

議案関係参考資料の31ページをお開き願いたいと思うんですが、路線の位置図になっております。赤く線で囲まれた部分が区画整理の区域になってございます。青または黒でお示しているのが町道でございます。青の部分が今回変更する廃道の手続きをする部分でございます。黒の部分がこれまで通り残る路線でございます。

本来であれば廃道して新たに認定するという手続きも可能でございますが、今回変更ということで大変わかりにくくなっておりますが、提案をさせていただいております。全部で8路線でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

1点だけ伺いたいんですけども、東山線なんですけど、これ今工事しているみたいなんですけども、いつごろ通れるようになるのか、もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 東山線のところにつきましては、避難道路というところになるかと思いますが、現在工事は進めておるところではございますが、現在工事の進捗状況を区画整理の土地のつくる順番を鑑みますと、避難道路につきましては平成29年くらいにはなるかと思いますが。なるべく早くつくりたいなとは思っているところではございますが、この東山線の起点側というところが今現在国道45号走っているわけでございますけれども、国道45号が上の山のほうに位置がずれると。今国道45号走っているところが新井田川が流れるというところでございます。新井田川のつけかえ工事がそのくらいまでかかりますので、その工程上若干平成29年度くらいまでかかるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 全体として29年なんでしょうけれども、ちなみにこの今議場のある近くまで途中まで、全線一回に避難道路が開通するのか、もしくは平成29年前にここから下がっていきけるようになるのか、そこのところをもし供用というんですか、一部開通になる時期等を教えていただければ。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） こちらの高台の東地区のほうからおりていくという形になると思いますけれども、おりた先の新しくつくる新井田川を越えたところの土地が新井田川の工事が終わってからの盛り土という形になりますので、道路できて橋はできるんですけれども、橋のその先の土地がまだできていないということでございますので、なかなか行き先がないということでございますので、一部供用は難しいかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 道路はできても通れないという、その状況はわかったんですけれども、その国道に出るまでの、下までおりてそしてそこからちょっとでも迂回して45号線に行くという、そういう使い道というんですか、それはできないのかどうかだけ伺っておきます。そうすることによって大分今の渋滞等も幾らかよくなるんじゃないかという思いがあるものですから、必ず土を盛ってしっかりくっつけてからでないと思えないというのか、もしくは途中までだけれども、少しぼこぼこの道を行って45号線に出れば何とか通れるという、そういう状況になるのかどうかだけ伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 申しわけございません。やっぱりこのちょうど避難道路がぶつかるところについては、今の工程上、盛り土が最後のほうになってしまいますので、ということでなかなかちょっと迂回してということとかいうこともちょっと考えられるかとは思いますが、今のところちょっと難しいかなというところがございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

資料の配布があるそうですので。

午後1時20分 休憩

---

午後 1 時 2 2 分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

---

日程第 1 1 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度南三陸町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第88号平成27年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第88号平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、役場庁舎及び歌津総合支所の実施設計に係る所要額を計上したほか、4月1日付人事異動に伴う人件費の整理、調整につきましてもあわせて行ったところであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

改めて2ページの議案書部分をごらんいただきたいと思います。

今回歳入歳出それぞれ11億7,000万円ほど追加いたしまして、予算総額を535億9,474万5,000円とする内容でございます。

予算現額を前年度同時期、前年6月補正予算と比較いたしますとプラスの25.1%、額にして107億6,000万円ほど多い予算になってございます。また、予算総額をいわゆる通常分と震災復興分に分けますと、通常分が75億400万円、14.0%、震災復興分が460億9,000万円で86.0%という構成比になります。また、予算総額のうちいわゆるハード部分、投資的経費といわれる部分につきましては、全体の予算の74.7%、400億4,000万円ほどがこれに当たります。

では、続いて執行予算の説明に入ります。

9ページをごらんください。歳入です。

9 款地方交付税 1 項地方交付税で、今回震災復興特別交付税を 1 億 4,720 万円追加補正いたしております。主に充当する財源につきましては、社会福祉総合整備交付金の事業と第 11 次の復興交付金の事業を今回予算計上してございますので、その補助裏の財源として見込み計上いたしました。

13 款国庫支出金国庫負担金で社会福祉費負担金の中に障害者医療費負担金 278 万 5,000 円、10 ページの上段にも県負担金で同じく障害者医療負担金がございます。これは、自立支援医療費の財源として国の分が 2 分の 1、県の分が 4 分の 1、事業費を 557 万円ほど見越してございますので、それぞれ補助率に応じて財源を計上してございます。

13 款の国庫支出金の総務費国庫補助金、総務管理費補助金に 9,000 万円、市町村合併推進体制整備費補助金として計上してございます。これは、旧志津川、旧歌津町が合併した際に合併推進体制補助金として 2 億 4,000 万円当町の分で確定した財源がございます。そのうち 9,000 万円を今回、これは後ほど歳出でご説明いたしますけれども、新しい本庁舎と歌津総合支所の実施設計の財源として 9,000 万円見込み計上いたしました。

土木費の国庫補助金で道路橋梁費補助、社会資本整備総合交付金で 1 億 7,512 万 7,000 円。復興枠 4 路線、通常枠 3 路線の整備、全部で 7 路線の整備の財源として今回見込み計上してございます。

10 ページの県支出金県補助金、総務費県補助金に被災地域交流拠点施設整備事業補助金がございます。これは、集会所整備の補助金として小森行政区の分、それと馬場、中山行政区、この 2 つの施設分の整備補助金として 5,000 万円計上いたしました。

3 目の衛生費県補助金、清掃費補助金 331 万 2,000 円。海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金として計上してございます。海洋ごみの回収処理に係る費用の 10 分の 9 の財源として見越してございます。事業費を 368 万円ほど見てございます。

その下段、農林水産業費県補助金農業費補助金で 1 億 3,195 万 8,000 円。被災地域農業復興総合支援事業交付金、これは第 11 次の復興交付金事業になります。後ほど歳出でご説明いたします。

商工費県補助金で 300 万円計上してございます。商店街再生加速化支援事業補助金、これは志津川、伊里前両商店街の商業施設の運営方法等の検討する財源として県から 2 分の 1 補助金としていただくものでございます。事業費は 600 万円でございます。

最下段、社会教育費補助金で 5,200 万円。被災博物館等再興事業費補助金、これは魚竜化石等の仮収蔵庫の整備、歳出でご説明いたしますけれども、ひころの里のほうに整備する財源

として補助率100%で受けてございます。

11ページをごらんください。

15款財産収入不動産売却収入で、今回樹木売却収入計上してございます。1,130万円。分収林に係る内容でございます。5つの地区ございますが、これは歳出のほうで詳しくご説明いたします。

17款の繰入金で、4つの基金から繰入金、復興事業の特定財源として繰り入れてございます。繰り入れ後の現在高見込みにつきまして申し上げます。震災復興基金、現在高見込みで12億1,900万円。復興交付金基金180億1,600万円。地域復興基金12億7,000万円。財政調整基金58億4,000万円となります。

12ページの最後、諸収入雑入で、教育費雑入で96万9,000円、緑化推進事業補助金として計上してございます。これは、公益社団法人宮城県緑化推進委員会から頂戴する内容で、荒沢神社太郎坊杉と入谷打囃子の一本杉、これの樹勢回復治療業務の財源として事業費3分の2の補助でいただくものでございます。

続いて歳出に入ります。13ページをごらんください。

町長提案理由で申し上げましたとおり、各款各項の共通事項として、4月1日の人事異動に伴う職員給の組み替えを行ってございます。総務費の11目電子計算費13節委託料1,300万円、電算機器等移設業務委託料を計上してございます。これは新しくできるケアセンターへの配線及び機器の設置分に係る経費でございます。

14ページの障害者福祉費19節負担金補助及び交付金20万円でございますが、これは障害者運転免許取得費補助金として1人当たり10万円として2人分見込んでございます。

扶助費の自立支援医療費につきましては、歳入でご説明申し上げましたとおりでございます。

15ページをお開きください。

民生費の災害救助費で13節委託料50万円、測量業務委託料を計上してございます。これは応急仮設住宅の借り受け変換に伴う境界復元のための測量調査でございます。中瀬町の第4期仮設に係るものでございまして、解体工事は県のほうで8月に予定でございます。

16ページの最下段、上水道費の負担金補助及び交付金8,300万円、水道事業会計補助金。伊里前の水源の、ろ過設備工事するための財源として一般会計から水道会計へ繰り出す内容でございます。工事につきましては水道企業会計で計上してございます。

18ページをごらんください。

林業振興費13節委託料、19節負担金補助及び交付金で、それぞれ毎木調査委託料と分収林分

収交付金を計上してございます。今回毎木調査を行う分収林の箇所でございますが、葦の浜区、中山区、馬場区、寄木区、伊里前下区、この以上5つの地域における毎木調査、それに伴う伐採に伴う分収林の分収交付金を計上してございます。

では次に、20ページをごらんください。

7款土木費の道路橋梁費の2目道路維持費13節委託料で4,000万円、道路橋梁点検業務委託料、これとおおむね3,000万円の事業費になります。今回21橋梁を点検いたします。下の松坂線設計業務委託料約1,000万円の事業費を予定してございます。

15節の工事請負費につきましては、道路橋梁点検に伴って修繕の必要な箇所が発生してまいりますので、その必要経費として工事請負費6,000万円計上いたしました。今のところ実施決定してございますのは、松坂橋でございます。

3目の道路新設改良費13節委託料1億5,500万円、町道新設改良測量設計業務委託料おおむね1億4,900万円見越してございます。箇所でございますが、町道横断1号線、1,500メートルの延長です。それと蒲の沢2号線ほか1路線、平貝上屋敷線5,500メートルほどになりますけれども、この調査に入る予定でございます。

その下の落沢線用地測量業務委託料、延長500メートル、約600万円の事業費を予定してございます。

15節の工事請負費2,200万円、名足線舗装改良工事。名足にはコンクリートのプラントがございますけれども、その近辺延長700メートルの舗装改良工事を実施する予定でございます。

22ページをごらんください。

9款教育費4項社会教育費2目の文化財保護費で13節委託料146万円。文化財保存修復等業務委託料、歳入でご説明申し上げました樹勢回復治療業務として荒沢神社太郎坊の杉、入谷打囃子の一本杉の樹勢回復を行う内容でございます。

23ページをごらんください。

10款災害復旧費の道路橋梁災害復旧費13節委託料1,310万円、道路災害復旧費積算支援委託料でございます。今回、当該箇所につきましては、小森牛峰橋、竹下橋、寄木橋、以上3橋の積算支援を行う内容でございます。

続いて4項の文教施設災害復旧費公立学校施設災害復旧費13節委託料では3,000万円計上してございます。

まず、戸倉小学校用地測量等委託料、これは面積を確定させるための用地測量でございます。事業費おおむね800万円を見越してございます。

その下段が、学校給食センター設計業務委託料、新しい学校給食センターの設計業務に入る予定でございます。これは、11月予定の災害査定に間に合わせるために今回予算計上させていただきました。事業費おおむね2,200万円を見越してございます。

24ページの上段、15工事請負費で5,120万円、魚竜化石等仮収蔵庫整備工事。歌津魚竜の展示室の収蔵環境整備及び展示制作事業として仮収蔵庫をひころの里敷地内にとりあえず建設する予定でございます。

10款災害復旧費その他公共施設災害復旧費として庁舎災害復旧費、13節の委託料に今回調査災害復旧工事実施設計等業務委託料として、本庁舎と歌津総合支所の実設計費を計上させていただきました。

追加資料で基本設計の図面を議員の皆様のお手元にお渡しされていると思いますけれども、さきに5月15日の特別委員会で一度基本設計案について建設課長がご説明申し上げました経緯がございますけれども、その後内容が若干変更してございますので、私の説明の後、その図面の説明を建設課長が行う予定でございます。

25ページをごらんください。

12款復興費の2目地域復興費の20節扶助費1,000万円、子ども医療費助成金。先日条例の改正ご決定いただきました子ども医療費の助成拡大に係る内容でございます。助成を子ども医療費を18歳まで入院、外来分引き上げたということで、その経費を今回見込み計上させていただきました。

3目の復興推進費の19節負担金補助及び交付金5,150万円、被災地域コミュニティセンター備品整備事業補助金150万円、それと被災地域交流拠点施設整備事業補助金5,000万円。歳入でご説明申し上げましたが、小森行政区と馬場、中山行政区の集会所に係る備品、それとコミュニティセンター、その施設整備に係る補助金でございます。集会所の整備につきましては、1施設2,500万円の2つの施設分で5,000万円計上してございます。

26ページの上段、高齢者生活支援施設等併設事業費で8節報償費10万8,000円、公募型事業者選定委員会委員謝金として計上してございます。これは仮称福祉モールの整備をこれから検討してまいりますけれども、その2名の外部委員、これの謝金でございます。

26ページ、12款4項の復興農林水産業費、3目漁業集落防災機能強化事業費で、今回13節から22節までに1億940万円計上させていただきました。第11次の復興交付金事業として19地区の漁業集落防災機能強化事業の係る事業でございます。全体事業費は28億9,000万円ほどでございますけれども、今回11次交付金で決定した事業につきまして計上させていただきました。

次の被災地域農業復興総合支援事業費15節工事請負費18節備品購入費、これも11次の復興交付金事業でございます。今回、廻館地区の機械格納庫の設置工事、これが15節でございます。それと、備品につきましては、トラクター、育苗機、園芸予冷庫等の整備を予定してございます。

最後、27ページごらんください。

9目の復興地域づくり加速化事業費15工事請負費2,500万円、伊里前中心市街地用地支障物撤去工事、舗装の破砕それとコンクリート構造物の撤去を予定してございます。

私からの説明は以上でございます。続いて、建設課長がご説明申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、庁舎それから総合支所の基本設計の内容について、ご説明を申し上げたいと思います。

先ほど総務課長が申しましたとおり、5月15日に基本的な考え方をお示しさせていただいたところでございます。その後関係各課機関との協議を重ねて当初若干相違が生じてまいりましたので、改めてご説明を申し上げたいと思います。

なお、基本設計の工期は今年30日までとなっております。

初めに、1枚目、本庁舎でございます。大きく違っておりますのが、延床面積が違ってきてございます。3,793、5月15日にお示した面積でございます。

今回の計画は、3,649平米に減となっております。144平米減少をしてございます。減少部分につきましては、1階の部分になります。5月15日以降、将来10年後の職員数を125人ということで設定をし、それにプラスしてファイリングシステムを導入したときの各種備品を図面に落とし入れてみました。その結果、ぎりぎり144いわゆるワンスパンでございますけれども、削除しても十分対応できるという結果になりましたので、今回面積を減らしたという内容でございます。

1階については基本的な考えは前回と変わっておりません。縦長方向で6メートル40ほど減少したということでございます。

2階、3階について面積の変更はございません。

大きく変わっておりますのが、3階の議会棟といいますか、議会フロアでございます。

前回会議室1と2ということで、議場に接した形で配置をさせていただきました。消防法の規定によりますと、双方2方向に避難路を最低確保しなければならないという規定がございます。それによりますと、前回の配置計画によりますと各部屋から一方方向にしか避難がで

きないということでしたので、会議室を窓側に寄せまして、議会議場との間に通路を設けて双方向の避難を可能にしたということでございます。

あわせまして、全員協議会が開けるようにということで前回計画をいたしました、議員の皆様、それから当局側の出席人数は収容できますが、傍聴人の収容がかなり難しいということがございましたので、改めてロビー側に会議室1個を増設させていただきました。これで現在この議場の中におります全員の方、それから傍聴人の方、全てこのスペースの中に収容できるという計算になってございます。そのため、若干議場の部分が狭くなってございます。身障者用にスロープを議場の中に設けておりましたが、スロープにつきましては、議場の外に設けております。傍聴席は条例の規定どおり30席となっておりますので、30席を確保し、議員16名、それから当局側28名が出席できるような配置とさせていただいているところでございます。

それが主な変更点でございます。2階につきましては、ほとんど変更がございません。ちょっと机の並びを変えている程度でございます。

なお、参考までに各階の収容人数を申し上げます。

1階につきましては、机を数えますと108名が執務ができるということございまして、2階につきましては27名、それから3階、議会については職員5名という構想で考えておまして、構想125名という職員数ですが、臨時それから嘱託の方も想定をいたしまして合計しますと図面上では140人の収容が可能という計画でございます。

次に、総合支所でございます。

計画面積1,380平米については変更はございません。今回大きく変わっておりますのは、公民館機能の部分の配置が大きく変わってございます。部屋の種類については同じでございます。

前回会議室と1、2、3と、会議研修室ですね、1から3までございますが、その一部が野外活動スペースとしておりました。それで、野外活動スペースのところに実は会議室を配置したという状況でございます。ただそうした場合、野外活動スペースにいくのに会議室を通過しないと利用ができないということ、ご指摘をいただきましたので、そこはそれぞれ独立して利用できるように配置を変えてございます。

それと、調理室につきまして、保健センター機能側、いわゆる大ホールとなっておりますが、青く塗った部分ですね、そこに隣接をしておりましたが、基本的に公民館利用が多いということで、公民館側に持ってきてございます。あわせて調理したものはすぐ隣接の部屋で

食するという希望もございましたので、調理室の隣に会議室を設けてございます。

本来は会議室4の場所が日本間でございましたが、日本間につきましては左上のほうに26畳相当の部屋を確保したという内容でございます。

それから、図書館については前回と同じ既存の魚竜コミティーを使うという計画でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、完結に行ってください。

それでは、質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、3点ほどになるのかなと思いますけれども、まず1点目は、ページ数でいうと2ページとかになると思うんですけれども、補正予算等、毎回提出される場合に、通常分と震災分とというお話、ずっと常々いただいているんですけれども、精査といいますか、細かく見ていった場合に、通常分というのは要は今まで例えば震災があるにせよ、なかったにせよ、行政機構として計上される財政規模ということを表しているんだらうと思うんですけれども、年によってばらつきがあったり、補正予算のタイミングで下がったりするのかなというのを常々考えていまして、事務手続上、はっきりと分けられるものと分けられないものというのが恐らくあるんじゃないかなと思うんですね。ですので、どの程度の精度なのかということ。例えばわれわれとして、町民の皆さんとかにご説明したり、それを例にとってほかの自治体と比べたりとかする場合に、参考になるのかならないのかというのは非常に重要な情報なのかなと思いますので、ちょっときょうのタイミングでお話を詳しくお伺いしたいなというのがまず1点目です。

2点目は、20ページの7款土木費2目道路維持費の中で、道路橋梁定期点検業務委託料、これが大体3,000万円ぐらいだと。その下には橋梁修繕工事費ということで計上されております。先ほどお話、ご説明の中で、21の橋梁に関して点検していくということのようでしたので、町内の河川にかかっている橋を計画を立てて順番に順次点検していている最中なのかなと思うんですが、今回の補正でどれぐらい割合として見られるのかなということをお伺いしたいというのが2点目です。

もう1点、26ページですね。ちょっと説明の中で出てきた用語だったのですが、12款復興費の復興民生費、一番上段ですね、仮称の福祉モールですか、というお話がでてきましたので、

それ、今どういったお話が進んでいるのかということをもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 毎回予算総額の震災復興分と通常分の分類の部分でお話しを申し上げておりますけれども、予算のこちらで編成する際に、予算入力、電算処理しておりますので、その段階で科目ごとにこれは通常分だろう、これは震災復興分だろうということで一応分類しては入力いたしますので、なかなかその精度というお話ですと、なかなかパーセンテージお示しすることは難しいんですけれども、予算の分類の精度としては相当高いんだろうと考えてございます。ただ、どうしても震災対応の職員の人件費にしても、その職員の業務が震災復興に当たる部分なのか通常部分なのかとなかなか分類もしにくいところもございまして、その部分については大まかな分類で済ませているという内容でございましてけれども、大きく影響するのはやはり災害復旧費と復興費、この部分については確実に震災復興にとられる経費でございまして、460億何がしが震災復興分になっているというのは、10節、12節の予算を大体合計するとそれに近い数字になるといった内容になろうかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 橋梁点検でございまして、現在町道にかかっている橋梁の数は105ほどございまして。今回21ということで、約2割の点検をするということで、約5年をかけて全てを点検したいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 質問の3点目の福祉モールの件につきまして、私から説明をさせていただきます。

ご存じのとおり、志津川東地区におきましては役場、病院、総合ケアセンター等の公的機能が集中する中心的エリアでありまして、加えて災害公営住宅等も整備をしているところでございます。そういった中で、高齢化率が一番高く40%を超えることが想定をされておりますので、その中に高齢者に対する生活支援施設が必要であろうという観点から、整備を計画しているものであります。

具体の施設の中身につきましては、デイサービスの事業をやっていただくということが1つと、高齢者に対します見守りと支援のサービスを行うといったことを想定しておりまして、これは民でやっていただいて、それに助成をするというような形で計画をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、最初のほうから1点ずつ。

例えば災害復旧の工事費とか、なくなった施設を新たに建て直すということ、そのハード面とかが非常にわかりやすいんだろうと思うんですね。今、お話の中で人件費であるとか、人件費1人分を払って、その人が災害復旧に当たっているのか、通常業務に当たっているのかという、これを例えばどちらに何分働いたと分けるといのは、これは非常に難しいということ、不可能だと思いますので、そういったソフト事業ですね。そのソフト事業の中にいわゆるこれから先の効果促進費であるとか創造的復興だということを言っているというか、それを目指していこうとしているわけですので、これは通常分なのか復興分なのかというのがますますわからなくなっていくんじゃないかと思うんですね。実はどちらかわからないということがこれから先重要になっていくと思いますので、そこの分け方といいますか、数字としてしっかり所管する総務課の職員の方として何というんですか、はっきりとした分け方であるとか、考え方を統一していただくという思いが必要なかなと思います。現実的にそういったお話が課内で出ているのかどうか、もしくはこれから先、そういう、これは復興分なのか通常業務分なのかで、もしくはそれ以外といいますか、創造的復興分みたいな分け方ももしかしたら考えられるのかなと思いますので、そこの考え方をちょっとお伺いしたいと思うのが続けての質問です。

20ページの橋梁のほうですけれども、大体今年度で全体の2割ぐらいを点検していったと、それで5カ年で全ての橋を点検したいという計画だということですが、以前にもその点検のことはお伺いしたかなと思うんですが、今まさに先ほど復興分、通常分というお話ししましたけれども、これから復興していく中で、もしくは新たに橋をかけたり、今までかかっていた橋の点検というのが業務として入ってきます。ですので、今ある橋梁のほかに新たにつけ加える橋梁においては、今後の維持補修という計画に沿って、そこも勘案して例えばその工事であるとかいうものを当然発注していかなければいけないんだろうと思うんですね。ただこの復興事業というのは、通常例えばどこかの川に橋をかけようというような計画が持ち上がった場合に比べて、恐らく圧倒的に早いスピードで設計であるとか計画であるとかということが決まっていくものですし、そうしなければいけないということだと思いますので、今後の維持管理、補修ということを考えていった場合に、先の世代にそれが負担としてのしかからないような考え方というのも当然導入していかなければいけないんだろうと思うんですね。

この話させていただくのは、実は最近ちょっとあれは市街地整備課で担当していたと思うんですけども、志津川地区の橋梁のデザインコンペがたしかあったなと思うんですね。締め切りが最近だったと思いますので、その後の動き、もしくはその選考が行われているのであれば、今申し上げたような今後の維持管理ということもどの程度勘案されているのかということをご確認しておきたいなと思いますので、質問させていただきたいと思います。

もう1点、仮称福祉モールの件ですけども、デイサービスや見守り支援など、民間でやっていただくために援助する、支援していくんだというお考えのようですので、それはわかりました。もう一つ、その姿勢としてそこを拠点にして町内全域を見ていこうというお考えなのか、特に志津川東地区が高齢化率が高くなっていくであろうという予測のもとに、まずはそこからという考え方なのか、そこの基本的な現時点での計画をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、予算、決算の区分の仕方ですけども、予算についてはおおむねの分類だをご理解いただきたいと思うんですけども、決算においては平成23年の決算から一度後藤議員も決算統計表ごらんになっていただいた経緯もございますけれども、震災復興分を除いた部分で集計している、いわゆる目的別のクロス表というのがございますので、その分類方法、種別方法につきましては、基本的に考え方を変えてしまいますと経年変化が見られなくなりますので、その基本ルールについては、今例えば平成26年度の決算統計作業中がございますけれども、それに基づいて今分類作業をしてございます。したがって、きのうご質問ありましたけれども、子供の医療費とか高齢者福祉の部分、この経費についてはどうなんだということに際しましては、平成26年度決算の結果が出た段階でおおむねそれはお答えすることがきっとできるんだろうなと思います。

したがって、創造的復興分というのはなかなか難しい内容でございますけれども、基本的に分けるとしたら震災復興分に全て包含されるんだろうなと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2つ目でございます。

橋梁点検、趣旨は議員篤とおわかりのとおりでございます。ライフサイクルコストを低減ということでございます。例えて言うならば虫歯は早いうちに治せば安く、早く終わると、これは構造物と同じでございます。かなり傷んでから対応したのでは最悪は解体をして新たにつくり直すということを防ぐために今回点検をするものでございます。

それで、今回の災害復旧の中でも橋のかけかえは当然でございます。それで、我々が一番注意

といますか、重点に置いているのは、今議員おっしゃるようにランニングコストをいかに抑えられるかということが一つ、そして長く使えるものということが一つの重要な課題といえますか、設計をする場合の一番のポイントだと思ってございます。それで、プロポーザル、それからコンペ、いろいろ選定の仕方はございますが、その中でもやはり文書化されなくても選定の一つの目安とするのはやっぱりランニングコストであったりLCCであったり、そういう面で当然物事は見ていくということになっておりますので、そこは議員さんここでご発言をいただきましたが、そこは留意しながら決定をしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、福祉モールの拠点としての考え方、位置づけということだと思いますので、その点について私からお答えをしたいと思います。

この施設につきましては、東地区だけではなく、とりあえず東地区が中心となりますが、町全体を支える施設ということで考えてございます。ただし、ヒアリングの際に徐々に希望的なことや事業費的な規模について他市町とのバランス等々からこれはちょっと南三陸町さんとしては大きい施設なんじゃないですかといったようなこともありまして、徐々に見直しをしてちょっと全体が小さくなっていることもありますので、まずは東地区を中心としてその拠点となるべく施設と考えておりますが、全体の保健福祉の拠点としてもあわせ持つ施設ということで考えております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、デザインコンペについて、現在の状況をお知らせいたします。

南三陸町復興の橋デザインコンペということでございまして、ことしの2015年6月4日締め切り、もう締め切り過ぎました。応募が215件ほどございまして、審査が2回ほど予定してございます。昨日1次審査ということで、215件の中から5件を選出させていただきました。

2次審査としまして、7月19日、3連休の真ん中の日曜日になりますけれども、ベイサイドアリーナにおきまして公開2次審査がございまして。その中で最優秀賞を選出するということがなろうかと思っております。また、その中でデザイン等々の話も出るとは思いますが、当然維持管理とかトータルコスト、そういうことも大事な審査のポイントになるかなと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 分類に関してですけれども、私の記憶ですと、昨年度分ですかね、平

成26年度の決算がまだですから平成25年度の決算分だと思うんですけども、そういうときにちょっと今数字がはっきりとはしていないんですけども、70億ぐらいが通常分かなというようなデータがたしかあったと記憶しているんですね。先ほどのお話ですと、平成27年度の場合は75億というお話でしたので、ちょっと数字が定かではないので後で自分なりに検討して研究してみたいなと思うんですけども、一番最初に申しあげたとおりにほかの自治体であるとか、未来を予測していくという場合に貴重な数字になるとと思いますので、精査にデータを要求した場合、提示していただける体制をとっていただけるとこちらとしてもいいのかなと思います。

橋梁の部分なんですけれども、維持管理は支店の中で重要な部分は占めているということですので、安心した部分もあります。デザインコンペも公開審査を行うと。これは町民、町外の方含めて広く参加していただけるということですので、それは注視していきたいなと思います。

橋梁についてもう1点ですね、ちょっと個別具体のお話になってしまうかもしれませんが、仮設で復旧した橋というものも幾つかあると思います。仮設橋の強度であるとか、もしくはせっかくかかっている、今現在利用に供している中で、それは例えば本設としてゆくことが可能なかどうか、またそういう考えがあるのかどうかですね。今、ランニングコストの話もしましたので、災害復旧で使った橋をできるだけ長く使うと、それはかけかえ、新たにもう一本橋をかけかえたりせずにそのまま使い続けるということを1つ軽費の削減ではないですけども、効率的な、合理的な考え方の一つなのかなと思いますので、その点、今抑えている情報、考えがありましたらお伺いしたいなというのが2点目です。

仮称福祉モールですけども、先般もちょっと議論の中にあっただかと思うんですが、ハードを大きく整備して実際にそこをいろいろな形で活用しようと考えていたけれども、ソフトがそこの中で充実しきらずに箱だけ残ってしまうということだけはなるべく避けたいというお話の中で今規模も含めて見直しているということでした。ただ、そこでもう1点、考え方の一つとしてお伝えしておきたいんですけども、今少子高齢化だということで高齢者の皆さんの福祉政策を充実しようという流れになっているのは、これはいたし方ない部分もあるし、正しいと思うんですけども、一方で日本の全体としては人口が減っていっていますから、要はいずれ高齢者も減っていく時期が来るわけです。ということは、今の一番ふえたところの高齢者の数に合わせて福祉政策だけをどんどん拡大していくと要はそれこそ箱だけ残るという形になりかねないと思います。それが5年後なのか10年後なのか、またその南三陸町のサ

イズに合ったものということの考え方が大事だと思うんですけども、目先のことだけではなくて国全体としての考え方、もしくは人口の流れというものも当然そこに投影させていかなければならないという側面があると思いますので、その認識、今どのようにお持ちなのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 震災前、平成22年までですと、合併後、完全な決算となると平成18年度からの決算があるんですけども、平成18年度から平成22年度、いわゆるこれはもう完全に通常分の決算規模だと思うんですが、73億から93億の間で決算規模動いてますんで、その中でも例えば台風による災害復旧もあったでしょうし、大きな建物の建築もあったということで、一概に決算規模で通常分だ、震災分だという形にはなかなか分類は論ずるべきではないんだろうと思うんですけども、たまたま平成23年度以降、完全に震災復旧分が入ってまいりましたんで、その部分は震災復興という形で捉えている内容でございますので、決算規模でなかなか一概に判断できない内容だということもひとつご理解いただきたいと思ます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町内で仮設の橋を一般の生活道として使っておりますのが、2か所ございます。1つが西戸橋、それからもう一つが小森牛峰橋でございます。西戸地区につきましては、2橋ございましたが、今回西戸地区で1橋に統合しようということでございます。

その仮設の再利用といたしますが、継続的な利用でございますが、ご存じのようにあそこについては水田の圃場整備をしているということで、町道も現在の位置から大きく上流側に移動するということになっておりますので、ここについては再度の継続的な利用は多分無理だということで、圃場整備に合わせて1カ所に書きかえる予定にしております。

次に、小森牛峰橋でございます。三陸道の工事用橋梁ということで、仮設をしてございます。実は平成24年から国交省と協議を重ねている部分でございます。それで、一定の理解は国交省からもいただいて、町で譲渡を受けようというところまでいったんですが、その次に河川協議をさせていただいています。河川管理者は宮城県でございますので、宮城県とそのまま残すことでいかどうかの協議をさせていただきました。残念ながら河川管理上、あのままでは継続的な利用は無理だというご回答をいただいておりますので、もし残すのであれば、現在、三陸道でランプ、インターの取り付けの関係で橋をかけて398号もかさ上げをするんですけども、あの場所であれば約3メートルほどかさ上げをしなければならないということ

で、ご存じのように目の前にガソリンスタンドがもう営業しているということがございますので、あの位置での利用は事実上不可能だという判断をさせていただいております。それで先ほど委託料の中で出てまいりましたが、改めて他の箇所に本橋を設置するという事で今検討を進めているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 3点目の高齢者対策という部分と、今後のそれに係る政策部分ということになりますので、私のほうでちょっとご回答させていただきますが、後藤議員お話しのようにどうしても今の年齢構造が50歳以降、60代、70代に人口ピラミッドのボリュームゾーンがあると。当町に限ったことではないですから、どうしても介護保険制度を含めた施設整備、あるいはソフト事業ということにお金をかけざるを得なかったというのは紛れもない事実だと思います。これからもそういった必要性は当分の間続く。一方では地方創生がうたわれているということで、究極は人口対策をそれぞれの自治体で考えなさいということになります。一時的に人口をふやす、数だけ帳尻を合わせるということであれば、いろんな方法はあるかと思うんですけども、それを持続的に、継続的にその一定の人口を長続きさせるというところに大きなポイントがあるんだろうと思います。したがって、当町としても少子、あるいは若者向けに財源を振り向けるということは当然必要なことだろうとは思っておりますけれども、かと言って軸足をそちらに向けるということで、今度若者向け、子供向けにどんどん箱物をつくっていくということにはこれは当然ならないと思います。後々やはり同じように次の世代にその維持管理の負担を強いるわけですので、そこはそういったこともらみながら地方創生の総合戦略の中でしっかりと見据えていかなければならないと思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩いたします。再開は2時半といたします。

午後2時15分 休憩

---

午前2時30分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。4点ほどお伺いいたします。

まず、10ページの衛生費県補助金海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金、330万円ほどありますけれども。これは震災して4年ほどたっていますけれども、量的に毎年同じぐらいの

量が上がっているのか、これは事業、どうしてどこでやっているのか。

それと、教育費県補助金被災博物館等再興事業費補助金。ひころの里に魚竜化石の分を持っていくということで5,200万円とっておりますけれども、あくまでも仮設ということなんで、5,200万円という大金かかっていますけれども、この内容の説明をお願いいたします。

それから、この役場庁舎の図面の中から、まずもって議場、議場はひな壇になるのか。

それから1階のカフェテラス、以前障害者の関係でそちらのほうにさせたらいいんでないかというようなことも話していますけれども、そういう売店とか食堂とか、そういうものは今後これに入る予定があるのかどうか、その4点、お聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 10ページ、衛生費県補助金の海岸漂着物等の地域対策推進事業費補助金についてでございます。

この補助金につきましては、町としては今年度から受けるということにしております。といいますのは、震災のときは環境省の事業の瓦れき処理費で撤去してございまして、そちらで処理をしておりました。それで、この事業自体は国のほうで平成21年度からやっているんですけれども、今までは海岸に漂着しているものだけを対象にしていたんですけれども、今年度からはそれに加えて漂流しているものとか、それから沈んでいる、そういったものについても対象になるということで、町の考え方としては通常大体ボランティアさんが集まっていたら海岸部を処理していただいているものと、あとは漁業の中で網なんかにつかかってしまった瓦れきとか、そういったものも引き上げて対象にしたいと考えてございまして、昨年度当たりですと大体40トンぐらいありましたので、災害によっては海の中にいろいろなものが入ってきたりとかしますので、いろいろ毎年恐らく変動はあるんだと思うんですけれども、大体今年度当たりは40トン当たりを想定してございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、議場の関係ですけれども、ひな壇の形を考えてございます。ただ、スロープにするのか、それとも階段方式にするのかというのはこれから考えていくと。

それから、2つ目のカフェも含めた町民のコミュニティスペースの部分ですけれども、かつて障害者のグループの方々から、私たちが運営主体になれないのかななどという要望などもあったということで、そういった方法も一つの考え方として検討をしていくというようなお答えの仕方をしてございます。現在、町民18名ぐらいだったかな、ワークショップの形をとりまして、あと2回ぐらいどのような役場のマチドマのエリアの使い方がいいのかという

ことを一緒になって考えているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 仮収蔵庫のことについてお答えいたします。議員のおっしゃいますとおり、予定してございますのは、魚竜化石等の仮収蔵庫でございます。仮ということですので、構造的にはプレハブ構造を考えております。大きさ的には300平米弱ということを考えておりますけれども、仮といっても、中に入れるものについては相当貴重なものになります。一例申し上げますと、管の浜のほうの魚竜化石のレプリカでありましたり、あと東北大学で預かっていた化石であったり、そういったものを収蔵するということですので、外よりは中のほうですね、空調をしっかりとしたりですとか、あとは壁もしっかりしたものというふうなものに大分お金がかかるということで、こういった少し高額のような形の建設費になっているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 先ほどの瓦れき撤去の件、海の中の、まだまだ海の中にはいろいろなものがあると思いますけれども、今のお答えですと漂流してきたものとか、漁民の方が上げてきたものと捉えるんですけれども、中に入っている、近隣の海岸の中での入っているものを上げてもらうということではないわけですね。あくまでもその都度都度上がったものという解釈でよろしいわけですね、はい。

それから、魚竜化石のほうなんですけれども、やはり仮設といえどもそのぐらいの空調設備あるいは備品関係もあると思うんですけれども、この5,200万円という大金をかけてやっているんで、本設した場合でもそのいずれかが使用できるようなそういうようなものを、ひころの里だけで置いて、あとは取り壊して終わりではなくて、そういう本設したときにそれを運んで使えるというようなそういう方法をとっていただければありがたいのかなと思います。

大体、計画的には期間は何か月ぐらい置いておくようなのか、私が心配するのは、魚竜化石が管の浜であるのに、余り長く置くと今度はひころの里のものになってしまうと、大変入谷の人たちは喜ばしい限りなんですけれども、あっちのほうの人たちは、あら、何だというような思いになりますから、その辺は期間を早めてできるだけ返していただくようにしたいと思います。

それから、役場庁舎の関係ですけれども、やはりこれだけの役場庁舎、福祉施設もある中、来た人たちがここでコミュニティーができれば一番いいのかなと思いますので、その辺何回も町民の人とコンセンサスを得ながら何が必要なのか、一番大事なのかというようなこと

ろを踏まえて売店なりそういうカフェなりを決めて、町民が必要なものはできる限りここに置いていただけるとありがたいです。

それから、そういったところですね。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 仮設収蔵庫についてですね、そのあとはどうするのかというのが1点目と、いつ、工期というのが2点目、それからできるだけ早くということとございました。

基本的には仮設ということでももちろんつくります。その後どうするんだということになりますと、我々としては基本的には本設のものもあわせてつくりたいとは思っておりますので、本設のものができました折にはしっかりとそここのところに収蔵していくと。仮設はどうなるのかということになりますけれども、そこについては、撤去するというよりはそこでしっかりと活用していくというふうなことで我々としては考えていきたいなど。具体には入谷地区で出土しております文化財を展示したりですとか、そういったふうなことの考えで進んでいきたいなどと思っております。

なお、あと工期につきましては、基本的には仮収蔵庫のほうですけれども、年度内ということで考えてございますし、本設ができましたらといいますか、そここのところに貴重な魚竜の化石をずっと置いておくということは余りは想定してございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。何点か伺いたいと思います。

まず、19ページの商工団地案内図看板撤去とある、その撤去の理由をお聞かせいただきたいと思えます。それとあと、同じに個人での不要となった看板等を撤去する場合に、何らかの補助事業というんですか、そういったものがあるのかどうかも一緒に伺いたいと思えます。

あと第2点目は、庁舎に関してなんですけれども、少し机を減らしたんで、設計のほうは少し小さくなったということなんですけれども10年後の職員を125と見たということなんですけれども、本来、役所の仕事というのは必ず机が必要なのかということをお伺いしたいと思います。今、パソコンの時代ですので、よく少し前ですと、よくIT系とか、東京、都会のほうの商社等では自分の机がなくて、テーブルは、机は共同で、あとファイル等は個人のもので持っているという、そういうスタイルもあったようですので、それを今の時代の当町での状況はどうなのか。それはなぜかと申しますと、役所の方たちの仕事というのは、確かにいろんな事務等あると思うんですけれども、もちろんここに来ている課長等の資料等もこんなに持つ

てきている資料を見てもわかるんですが、私自身もある程度職員の方たち初め外に出て何ぼというか、地域に入って何ぼみたいな、そこから住民目線が養われてよりよい本来の仕事というか、できるんじゃないかという、そういう趣というか、感じがしていますので、そのこのところを伺いたいと思います。

あと、支所に関してなんですけれども、図書スペースとあるんですが、これは従来のやつでそのまま使って十分なのか、あともう一つ、支所にも防災機能を有した部分というか、それは何らかの形でできるのかどうか、あと職員の机が13名分なので、庁舎と支所との割合というんですか、仕事量というか、そのこの相関関係みたいなやつは大丈夫、大丈夫という表現も失礼なんですけれども、これで今も十分だと思うんですが、そのこの見通し等を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ご質問の1点目、商工団地案内図看板撤去工事についてご説明させていただきます。

これは、商工団地を整備したときに、町が整備した看板でございまして、相当大きなものでございます。外目には余り劣化が見えないんですけれども、近くで足元を見ますとかなり腐食しておりまして、このままですと歩道も近いものですから危険と判断いたしまして、今回補正させていただきました。個人の撤去というご質問もありましたが、これは町で整備したものでございますので、個人の場合とはまた別でございまして。（「補助事業は」の声あり）  
ございません、それは。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 庁舎関連で幾つかご質問をいただきました。

まず、机の数ですとか、要るとかということですが、机は要るという前提で考えております。ただ、建設課長が先ほど申し上げましたように、今回役場庁舎を建てるに当たって幾つかコンセプトを持っております。そのうちの一つに余計な文書はどんどん廃棄をする。文書は持たないと。公文書ですので、これを個人の机に入れておくということ自体、これは問題だということですので、文書ファイリングシステムと、私もちょっと見たことがないんですけれども、最近そういうものがはやっているということで、それを取り入れることにしておりますので、机についても、今、何というんでしょう、引き出しがいっぱいいたような、今までのような机ではなくて、簡単に言えば天板があってそこにパソコンがあるだけと。キャビネットは課あるいは係で共有をして、見出しをつけて必要なときにその職員が

行って使うと。夕方はきれいにして返すというような形で今考えております。

地域に出向いて何ぼということなんですけれども、最近復興関連の仕事もあるんですが、国や県からの情報の伝達でメールというのがあるんですけれども、ものすごい量になります。ですからやはりそういった事務に対応するということから、机というのはやはり欠かせないものだろうと考えております。

それから、支所の図書館のスペースにつきましては、有効活用するというで設計に反映させてございます。

防災機能につきましては、支所の組織機能とも関連があるんですけれども、消防署、隣に建てるということから、支所の防災の担当係と常に連携できるような、そういった機能をつくるべきだろうということで考えております。

また、職員の数の割合ということですが、現在はたまたま本庁のほうに全部で何ぼいるんですか、300人ぐらいですかね、300人ぐらい応援職員も含めてなんですけれども、これは徐々に復興が進むにつれて職員の数が収束に向かえば、一定程度現状通常の行政に必要な職員ということになってまいりますので、その時点で新しい行政、組織規則をつくってそれに必要な職員数を定めていくということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 看板に関しては、倒れそうかどうか、危ないということでわかりました。そこで、商工団地に関連での質問なんですけれども、商工団地の地区のコミュニティーに関してなんですけれども、商工団地に関しては平磯よりのほうに住宅がいっぱいあって、震災後多目的に取得していた土地なんでしょうけれども、倉庫、その他工場というんですか、そういったところにも結構住居として家を建てている方たちがふえているように見受けられますけれども、そこで私が伺いたいのは、商工団地のちょうど真ん中辺当たりの公園ゾーンがあるんですけれども、長く何というんですか、横切っている。その管理はどこがどうか、誰がやるのか。私最近なんですけれども、お昼を食べに行くたびにちらっと横を見るんですが、そのたびに思わず私の得意技を出したくなるものですので、一応関連ではありますけれども、その管理はどのようになるのか、伺いたいと思います。

あと、庁舎に関してなんですけれども、課長の答弁で文書ファイリングの件の答弁ありまして、大体わかりましたけれども、それだったらもっとなおさらこの執務スペースというか、従来の置くやつじゃなくて、もっとコンパクトに設計できたんじゃないかと、私そういう思いが今の答弁でしたんですが、そのところをお伺いしたいと思います。

あと、支所に関してなんですけれども、図書スペース、新たに設計ということなんです、今のやつをそのまま使うんじゃなくて、新たにつくるのかどうか、その確認、私ちょっと勘違いしていたかもしれませんので、そのところ、答弁お願いしたいと思います。

あと、支所の大きさなんですけれども、それで十分かというあれに対してなんです、今のままで十分ということなんでしょうけれども、果たしてそうなのか、人口というか、その割にしても人口ではないんでしょうけれども、大体現在どれぐらいの割で志津川地区に何名ぐらい住んでいて、歌津地区に何名ぐらい住んでいるのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 商工団地の中の細長い公園ということで、あの箇所というのは地下がちょうどJRのトンネルになっている箇所で、上には建物が建てられないという、そういったエリアなものですから、整備当時に公園としてつくったものでございます。その箇所の整備につきましては町のほうで管理をしてございますので、草が伸びてきたというご指摘でしたらば、こちらのほうで早速確認をさせていただき、整備したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 文書のファイリングは、このあと担当の総務課長のほうに説明をお願いいたしますが、まず本庁の面積につきましては、これでも相当絞ったということで、かなりきつきつになったレイアウトになっています。現段階で新しい課を、何と何課をつくるというところまではなかなか踏み込めないということで、現在の組織をベースにある程度この庁舎も使うものですから、残る部隊とそれから本庁舎に移るという課を考えておおむね120ないし130人ぐらいの職員がまず収まるようなということで考えたものでございます。

それから、支所の図書スペースにつきましては、つくるという予定はございません。

それから、人口の規模ということで、私の手元の資料ですと志津川が9,350人ぐらい、それから歌津地区が4,520人ぐらいという比率でございます。あと、ファイリングは総務課長のほうからです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 文書ファイリング、もっとコンパクトな部分に検討できなかったのかというご指摘でございますけれども、まさにコンパクトにするために導入を決定したのがこの文書ファイリングシステムでございまして、普通ですとキャビネットの高さが壁際ですと、天井までの高さの部分も設置するんですけれども、事務室内においては最大高くて120センチぐらいのキャビネットを立てる予定でございまして、庁舎内を見通せるような状況で、

じゃまにならない形でのキャビネット配置になりますので、どうしても紙ベースでの管理というものでございますので、キャビネットを配置いたしますけれども、現在の主流としては磁気データじゃなくて紙ベースにまた戻ってきてございますので、適切な管理をするために今回文書ファイリングシステムを導入させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 文書ファイリングについては、ちょっと質問のあれが違っていたものですけれども、状況はわかりました。そういった文書ファイリングをするゆえに、私の質問としては、机の置いている部分のスペースをもっとコンパクトにできなかったのかという要旨の質問だったんですけれども、大体わかりましたので、そこで最後にお伺いしたいのが、私今回、今議会でも再三デザイン云々ということで質問していましたが、庁舎の設計ということで、隣の芝生が云々というわけではありませんけれども、つい最近ですと、岩手の住田町の役場みたいな設計に私個人としては憧れるんですが、当町ではやはりかなわないんだろうなという、残念な思いがあります。もしあれでしたら、つくる気だったらもしあいった建物もつくれるのか、それとも何らかの縛りがあるのか、そのことだけを伺って質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 住田町の役場、木造でつくられております。かなり大規模な構造だと思っています。木の中に実は鉄を入れて補強をしているという工法をとってまして、あの中には議会棟はなくして議会棟は別にあるという状況でして、あの建物は第1次認定、国土交通省大臣の認定を受けて建てられたということで、当然時間とお金がかかったと考えています。

それと、1つは集成材も使っていますので、地元材というと、ここからまた住田なり、そこに運搬をしてまた持ってくるという作業が加わりますので、なかなか住田町での単価では多分難しいんだろうなと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 24ページの15節、魚竜化石の関係であります。

これは何、ひころの里に移すということなんですか。何なの。魚竜化石等仮収蔵庫整備工事というのは、どういう意味しているんだかね、これについてね、今前者も質問したようすけれども、歌津魚竜でしょう、あれは。あの歌津魚竜を入谷のひころの里へ持ってくるというの。何だというの。どういう話、何語ってんの。まず、それを確かめているの。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 済みません、言葉が足りなくて申し訳ございませんでした

実は、魚竜化石のうち、管の浜から上がっている魚竜化石のレプリカ、これは今気仙沼のリアスアークでもって保管をしていただいております。それからあと、歌津魚竜、これのレプリカについては、東北大学で保管をしていただいております。それまで展示していたものが被災をしまして流出したという関係でこちらでもって暫時、一時的に保管をしていただいております。それから、そのほかにも当時歌津町時代に展示のために整備をしましたイクチオサウルスの化石ですとか、そういったものもこちらは仙台市の科学館で保管をしていただいております。こういったものについて、そろそろということを持ち帰っていただけませんかという要請が来てございます。ですので、今回ほかの文化財のものもあわせて、とりあえず仮設の収蔵庫を建てまして、そこで、一時保管をするということでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 仮に保管するということですか。5,100何十万かけてね、そしていつこれね、いつ魚竜をね。いつまで保管していつ持ってくる。歌津魚竜とやらの、ここそういう考え方でしょう。リアスアークさ何してる、それから何ですか、それらですけれどもね、とりあえず歌津魚竜については、歌津から移すことは私は考えられないと思いますよ。やはりその周辺、場所はいくらでもありますから。何を考えているのかまったく。変わるといったって、5,100万円借りるんですよ。最初から歌津さつくつたらいいのに。歌津魚竜は山の中、山の中って言ったら失礼だけれどもね、入谷に持ってきて置くなんて。仮であろうとなんであろうとね。誰の発想でこんなことをやっているんですか。何の理由でそういうことをなにするんですか。入谷でなくてはならない。その発想、誰が言っているの。そんなこと、はいそうですかって、私たちいきませんよ。今言っているのはあなたの発想ですか。何語ってんの。歌津町で考えてくださいよ。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） それでは、保管の必要性につきましては先ほど申しあげました。そろそろ引き取ってくださいという要請も来ておるということで、一時の保管場所をどうしても用意しなくてはならないということ、保管場所を新たにつくるということになります。

どういう経緯でもって選定したのかというご質問でございますけれども、1つは仮ということではありますけれども、特に仮というものがつきますので、新たな敷地の確保に土地の確保にまでなかなかお金をかけることは難しいのかなということ、町有地を中心に場所のど

の辺かというところを探していったわけでございます。ただ、また別な見方で、そういう非常に貴重な化石ですので、文化財ですので、できれば仮の収蔵庫ではありますけれどもぜひ見学される方には見学していただいて、その貴重なものを見ていただきたいというのもございましたので、ある程度の交通の面も考慮したほうがいいのかなということです。

それからあと、もう一つは安全性というところですけども、現在まだまだ防潮堤等がしっかりできていないというところで、沿岸部についてはちょっとなかなか仮ということでも収蔵庫には向かないのかなということで、そういったことを総合的に検討しまして、ひころの里の中で仮収蔵庫ということを検討したわけでございます。何度も申し上げますけれども、一時的な保管だということでございますので、ご理解をいただければと思います。（「課長、施設、いつごろまで」の声あり）

失礼しました。施設整備については年度内を考えてございますので。今、……。 （「違って、いつ、歌津に戻すまでの期間というの」の声あり）

歌津に化石を戻すということですけども、基本的には仮収蔵庫は仮ということで、我々は本設ということも考えてございます。そして場所につきましては当然歌津から上がっております文化財でございます。文化財はやはり産地の近くで展示するのが一番と思っておりますので、本設についてはそういった方向で今考えておる最中でございます。ただ、なかなか先ほども申し上げました防潮堤等の工事もございますので、そういったものの整備の状況を見ながら本設の収蔵庫について用意をしまいたいと思っております。（「企画課長、答えでいいの」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 補足をさせていただきます。大体は今生涯学習課長が申し上げたようにそちらこちらにお預かりしている部分をそろそろ返してほしいということでございますので、一時的に保管する場所を設置すると。なお、そちらにする理由につきましては、公共施設の配置計画をご説明した際に、平成の森の今漁協さんが建物を建てておりますが、あの周辺を利用して何というんでしょうか、魚竜化石を含めた文化財の展示施設をつくりますということをお話し申し上げた経緯がございます。ただ、今伊里前の漁協を建てる場所がかさ上げ中というところで、漁協さんが本設にならないとそちらのほうに新たな魚竜館をつくるということができないために、その間入谷のほうにたまたま町有地なものですから用地の取得も容易だということで一定程度の復旧費を使って仮の収蔵庫をつくるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 理解ができないんですよ。仮でも歌津につくったらいい。仮でも。場所はどこか当たったんですか。歌津にいっぱいありますよ、場所は。生涯学習課長、あなたがそういうのを考えたの。シンボルですよ、これは歌津の。そして今度は仮だけでもないようなね、永久的なような話を言ってみたり。どっちなの。あなたたちの話、信用できないの、本当は。だめです、これは最初から歌津に決めないと。いつまで、いつの時期に、そんなことね、何かあってもね、成り立ちませんよ、時期もいつかわからないんじゃない。歌津にもあるんですよ、中学校の上にも資料館。これは全然津波も何もね、くっていませんのでね。そんなね、仮置き場さ5,100万円もかけてつくって、そんなことするよりも、そんなにかけなくてもすぐできるんだから、歌津の漁協ですか、漁協のあの辺で。そんなにかかるんですか、あそこ整備するのに。1年か2年でしょう。町長、そう思いませんか。これはやはり、歌津町内にある程度、発祥、発掘というのかな、発祥の地に。何とでもできるんだから、そんなものね。場所を提示してくださいって言えば私今夜にも提案すんの。これはね、考え直してください。そういう考えありませんか。座ってしまうと、私、質問できないからね。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後3時07分 休憩

---

午後3時07分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、明19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時08分 延会